

令和8年度 徳島市ダイバーシティ経営推進事業奨励金 交付要領

募集期間	令和8年8月31日（月）～令和9年1月8日（金）まで ※ 募集期間内において先着順で受付し予算の範囲内で、交付決定します。
対象事業	徳島市ダイバーシティ経営企業認定制度に基づき、多様な人材の活躍を促進するため、認定要件の達成に向けて取り組む中小企業等に対し、奨励金を交付します。（3ページ参照） ・ダイバーシティ経営を推進するための制度、環境整備 ・多様な人材が働きやすい職場環境の整備 ・多様な人材の能力を最大限に生かすための取り組み 等
対象者	次に該当する中小企業者であること。 (1) 本市内に事業所を有し、1年以上事業を継続している中小企業・個人事業主 ※ NPO 法人、社会福祉法人、医療法人、特別法人は除く ※ 個人事業主は、本市に住所を有すること (2) ダイバーシティ経営理念を理解し、積極的に取り組む意思があること (3) 常時雇用する従業員を1名以上雇用していること (4) 市税を滞納していないこと (5) 過去に本奨励金を受けていないこと
交付金額	1 事業者あたり10万円
実施期間	交付決定通知日から令和9年1月31日まで
問い合わせ先 （提出先）	〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所 経済政策課（Tel088-621-5225） メールアドレス：keizai_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp
提出方法	経済政策課へ提出又は郵送（電子メール可） 窓口へ来庁の際は、事前に経済政策課（労働担当）までご連絡ください。
注意事項	(1) 本要領の内容を十分理解した上で申請してください。 (2) 本申請に虚偽があった場合、交付決定を取り消すことがあります。 (3) 交付決定通知日より前の発注・契約・支出を行ったものは対象外です。 (4) 申請書類に不備があれば、受理までに時間を要するため、余裕のある日程で申請してください。 (5) 徳島市ダイバーシティ経営企業認定制度の認定要件にある、常時雇用する従業員がいない場合は申請できません。
連絡事項	交付決定を受けた方は、今後本市の実施するダイバーシティ経営企業の取り組み等に関する事業にご協力いただくようお願いします。

1 目的

徳島市（以下「本市」という。）は、年齢・性別・障害の有無・国籍等を問わず多様な人材が活躍できる社会の実現を目指し、その能力を最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを創出し、企業価値の創造につながる取り組みを行っている中小企業等を「ダイバーシティ経営企業」として認定します。

ダイバーシティ経営企業認定を促進し、中小企業等のダイバーシティ経営推進を図るため、認定要件達成に向けて取り組む中小企業等に対し、奨励金を交付します。

2 対象者

本市内に事業所を有し、1年以上事業を継続している中小企業・個人事業主で、かつ経営企業の認定に向けて、認定項目（3ページ参照）について計画的に取り組む意思が明確にある者

※ NPO 法人、社会福祉法人、医療法人、特別法人は除く

※ 個人事業主は、本市に住所を有すること

（注）中小企業者の判定基準は、次の表とする。（中小企業基本法第2条第1項に規定する者）

業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

3 対象外となる者

- (1) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号から第4号までに規定する普通税及び同条第6項第1号に規定する目的税及びこれらに係る延滞金及び督促手数料をいう。）を滞納している者
- (2) 大企業が実質的に経営に参画している者
- (3) 本申請の業務遂行能力と適正な経理執行体制を有していない者
- (4) 本市の指名停止及び指名回避の措置等に相当する行為を行なっている者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する業種に該当する者
- (6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体に関する活動を行うと認められる者
- (7) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に関する活動を行うと認められる者
- (8) 自己又は自社若しくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有していると認められる者
- (9) 公序良俗に反する事業を営む者
- (10) 法令遵守上の問題を抱えている者
- (11) 会社法第2条第3号に該当する子会社である者
- (12) 過去にこの奨励金を受けた者
- (13) その他、市長が適当でないと認める者

4 交付条件等

徳島市ダイバーシティ経営企業認定要件該当表（次ページ参照）の内容を2つ以上達成するため、新たな制度・環境整備に係る事業を行うこと。

対象事業（例）	※対象外事業・経費
■ 就業規則・労働協約等の作成改定 ■ 子の看護休暇・時間（単位）休暇の導入 ■ 男女別更衣室の設置、休憩室の設置 ■ テレワーク導入に伴う配線工事等、労務管理用ソフトウェアの導入	■ 認定要件達成に寄与しないもの ■ 既存の備品等の改良・改修 ■ パソコン等端末機器の購入費 ■ 従業員に対して人件費等の支給 等

5 徳島市ダイバーシティ経営企業 認定要件該当表（参照用）

認定要件		取組内容
1	取組方針	(1) 多様な人材が活躍することを経営理念として位置づけ、従業員と共有している
		(2) 経営者・管理者が従業員と現場の課題等に関して対話する機会を設けている
		(3) ダイバーシティ経営の推進に向けて従業員に意識啓発を行っている
		(4) ダイバーシティ経営を生かした活発なコミュニケーションが行われている
2	推進体制	(1) 多様な人材の採用を行っている
		(2) 昇任・昇格について、従業員の能力に応じた基準を定めている
		(3) 勤務（形態・時間・場所）に関して柔軟な考え方・制度がある
		(4) インターンシップ受入れ、トライアル雇用を実施している
		(5) 意欲と能力に応じて、パート労働者等が正規雇用へ移行できる制度や取り組みがある
		(6) 従業員の副業・兼業を認めている
		(7) 定年年齢を65歳以上に引き上げている、又は定年制度を廃止している
		(8) 従業員の今後の業務やキャリア形成の希望を重視・尊重している
		(9) 能力開発に投資（時間の確保・予算化）している
		(10) 従業員の特性を重視した担当業務や環境整備等を行っている
		(11) 各業務のマニュアル整備ができています
		(12) 職場におけるハラスメントから従業員を守るための仕組みがある
3	環境整備	(1) 長時間労働を抑制するため環境を整備している
		(2) 休暇が取得しやすくなる取り組み、業務連携の体制等がある
		(3) 法律上義務化されていない（夏季休暇・年末年始以外）独自の休暇制度を設けている
		(4) 育児休業や育児に関する休暇について、法令を超えた制度がある
		(5) 男性の育児休暇制度等を採用している
		(6) 事業所内保育所の設置、保育施設利用補助等、子育て支援サービスを行っている
		(7) 介護休業や介護に関する休暇について、法令を超えた制度がある
		(8) 育児・介護休業中の従業員が職場復帰しやすくなるための取り組みを行っている
		(9) 療養中・療養後の従業員の状況に合わせた支援を行っている
		(10) 出産・育児・介護等を理由に退職した従業員を対象とした再雇用制度がある

6 交付申請

- (1) 次の書類を作成し、提出すること。
 - ・奨励金交付申請書（別記様式第1号）
 - ・事業計画書（別記様式第2号）
 - ・認定要件関係書類
 - ・同意書兼誓約書
 - ・その他市長が必要と認める書類
- (2) 提出された申請書類は返却しませんので、ご了承ください。
- (3) 申請書類の内容について、電話やメールで連絡、必要に応じて追加資料を求める場合があります。

提出書類		連絡事項
奨励金交付申請書（様式第1号）		必要事項を記載
事業計画書（様式第2号）		認定要件を達成するための計画を記載
認定要件関係書類		※申請内容によって書類が異なります。 ■ 委託、発注先の見積書、会社概要 ■ LAN 配線工事設計図 等
同意書兼誓約書（様式第3号）		本市以外で課税されていた場合は、課税地の納税証明書が必要です
会社概要		会自社のホームページ写し、パンフレット等
法人	・登記簿謄本の写し （登記全部事項証明書の写しでも可）	3か月以内に取得したもの
個人	・住民票の写し ・開業届の写し	

7 交付決定

- (1) 提出された申請書類の内容を審査し、奨励金交付（可・否）を通知します。
- (2) 交付決定された事業は、交付決定通知日以降に着手し、令和9年1月31日までに事業完了すること。※日程に余裕を持って事業実施を行うこと。

8 事業計画変更・取下げ

- (1) 交付決定後、申請した事業計画を変更又は中止する場合は、必ず事前に変更申請を行い、市長の承認を受けること。当初の事業計画が変更される場合は、事前に、経済政策課へ報告してください。
- (2) 提出書類
 - ・奨励金変更承認申請書（様式第3号）
 - ・変更内容が確認できる書類

9 実績報告書・請求書

(1) 事業完了後、次のいずれかの早い日にちまでに、実績報告書を提出すること。

- ・事業完了日から起算して30日を経過した日
- ・令和9年2月12日

提出書類	連絡事項
実績報告書（様式第5号）	必要事項を記入 ※実施した事業内容は具体的に記載すること。
契約について	■ 契約書
支払いについて (令和9年1月31日までに支払いが完了するものが対象です。)	■ 請求書 ■ 振込明細書の写し ・クレジットカード支払いの場合、指定口座からの引き落とし日をいいます。 ・銀行振込の場合、振込操作を行った日（振込日）をいいます。 ・分割支払いの場合、支払いが完済した場合のみ対象とします。 ・QRコード決済、プリペイドカード支払い、ポイント・クーポン使用は対象外とします。
認定要件に関する事業完了の確認書類	※実施内容によって書類が異なります。 ■ 就業規則等の作成・変更改定 ・所管内の労働基準監督署で受付したことが明確になる就業規則(変更)届の写し ・変更後の就業規則、新旧対照表等の写し ■ 備品機器導入費・設設備等工事 ・工事の施工完了、実施状況がわかる写真 ■ ソフトウェア使用料 ・利用料金がわかる書類

(2) 実績報告の内容を審査の上、奨励金交付確定通知書を送付します。交付確定通知書到着後、**速やかに請求書を提出してください。**

会計事務処理上、指定口座への振込に時間を要しますので、予めご了承ください。

10 申請から交付まで

申請者	徳島市
(1) 交付申請書提出(様式第1号)	R9.1.8 まで申請・問い合わせ 受付
	(2) 提出された申請内容の審査 ※申請内容に不備があった場合、申請受理まで時間を要します (3) 交付決定通知書送付 ※交付の可否を通知します
(4) 交付決定通知書受取 ※通知日を確認してから着手すること (5) 交付決定事業の実施 ※R9.1.29 までに事業完了・支払い完了 (6) 実績報告書の提出(様式第5号) ※事業完了後 30 日以内、又は R9.2.12 のいずれか早い日にちまでに提出すること	実施計画に変更が生じる場合は、経済政策課まで報告してください。 Tel 088-621-5225
	(7) 事業実施内容を審査 ※事業内容の確認、追加資料提出が必要な場合、電話又はメール連絡します (8) 交付確定通知書送付
(9) 奨励金請求書提出	
	(10) 指定口座振込 ※会計事務上、時間を要しますので、予めご了承ください

11 交付決定後の注意事項(必ず読んでください。)

(1) 経理文書等の保存

交付対象事業に係る経理について、帳簿や支出証拠書類は、対象事業完了年度の翌年の終了後5年間、管理・保存すること。

(2) 本市事業への協力依頼

奨励金の交付決定を受けた方は、今後ダイバーシティ経営企業の取り組み等に関する事業にご協力いただきます。

(3) 交付申請書等の作成経費は、一切支給しません。

(4) 提出書類等は、本交付対象事業に係る事務以外に使用することはありません。

(5) その他ご不明な点は、経済政策課（労働担当）までご連絡ください。

以 上